

平成 27 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 3 月 25 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 発言取消しの申し出について
- 日程第 2 議案第 10 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の統合的な整備に関する財政上の計画について (太ノ浦辺地)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第 17 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 8 号)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第 20 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第 21 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 22 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計予算

- (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第 23 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 議案第 24 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 10 議案第 25 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 11 議案第 26 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 27 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 13 議案第 28 号 平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 14 議案第 29 号 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 15 議案第 30 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 16 議案第 31 号 平似田太ノ浦線改良工事 (1 工区) 請負契約の変更について
- 日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 18 発議第 2 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今の出席人員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。それではこれより議事に入ります。

日程第 1 発言取消しの申し出について

○議長（森敏則君）

日程第 1、発言の取り消しの申し出についてを議題とします。6 番議員、吉永秀俊君から 3 月 11 日の一般質問、町営バスの運行管理に関する発言について発言を求められていますので、これを許可します。6 番議員吉永君、登壇をお願いします。

○6 番（吉永秀俊君）

発言取消申出書

平成 27 年 3 月 11 日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう東彼杵町議会会議規則第 63 条の規定により申し出ます。

記

取り消したい発言

3 月 11 日の会議における私の一般質問中

2 町営バスの現状と今後について

②平成 26 年度の運行业務委託料及び契約内容に関する部分で、運行管理の責任者の私生活にわたる発言。

理 由

今回、一般質問を行うにあたり、町営バスの運行に関する調査の段階において、運行管理の責任者の代務者が選任されていることを把握できず、運行管理の責任者が町との契約にある運行管理業務を怠っていると思われる発言をいたしました。町営バスの運行管理は運行管理の責任者の代務者により適正に行われているとのことでありますので、この部分についての発言の取り消しをいたします。また、この中で運行管理者の責任者は魚釣りに行ったり、学童保育で読み聞かせをしたりして毎日の運行管理を怠っていると思われるなど、私生活に亘る発言があったことは公開の場では現に慎まなければならないことでもありますので、当事者に対して陳謝いたします。以上です。

○議長（森敏則君）

降壇願います。

それでは只今吉永秀俊君から 3 月 11 日の会議における発言について会議規則第 63 条の規定によってお手元に配りました発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、吉永秀俊君からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。

**日程第 2 議案第 10 号 東彼杵町介護保険条例一部を改正する条例
(委員長報告、質疑、討論、採決)**

○議長（森敏則君）

日程第 2、議案第 10 号、東彼杵町介護保険条例一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告を申し述べます。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 10 号 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、18 日、総務課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は第 6 期介護保険事業計画策定による保険料率の決定及び所得段階の変更並びに制度改正等に伴う改正である。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長に対する質疑を終わります。

それではこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号、東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について
(太ノ浦辺地)
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森敏則君）

次に日程第 3、議案第 15 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会調査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、18 日、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は平成 28 年度の学校統廃合に伴い、遠距離通学児童の通学の利便性と安全確保を図るため、現計画にスクールバス購入事業を追加するものである。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。

それではこれより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので、これで討論を終わります。これから議案第 15 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

はい、異議なしと認めます。したがって議案第 15 号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（太ノ浦辺地）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 17 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第 4、議案第 17 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。本案について委員長報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 17 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、18 日、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 92,325 千円を減額し、総額を 4,817,270 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出では決算見込みによる 105,125 千円の減額である。

歳入では、普通交付税 2,108 千円、国庫支出金 2,677 千円等が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

委員長に対する質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

それではこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論が無いようですので、討論をこれで終わります。

それではこれから議案第 17 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 20 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 6 議案第 21 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第 5、議案第 20 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 6、議案第 21 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 20 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 18 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 4,162 千円を追加し、総額を 431,082 千円とするものである。

今回の補正内容の主なものは、歳出について、一般管理費に 10,602 千円の基金積み立てが追加計上され、建設改良費 6,440 千円が減額されている。

歳入については、前年度繰越金 10,602 千円が追加計上され、繰入金 4,300 千円、雑入 2,140 千円が減額されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 21 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日 平成 27 年 3 月 18 日

3 審査の過程並びにその結果

付託された事件について、3 月 18 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 79,600 千円を減額し、総額を 354,435 千円とするものである。

今回の補正内容の主なものは、歳出について、建設費 76,600 千円、業務費における運営費 3,000 千円が減額されている。

歳入については、分担金及び負担金 534 千円、繰越金 888 千円を増額し、繰入金 4,422 千円、国庫支出金 40,300 千円、町債 36,300 千円が減額されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ありませんか。質疑が無いようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。降壇願います。

これより一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ありませんね。それでは討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは初めに議案第 20 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 21 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 22 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森敏則君）

次に、日程第7、議案第22号平成27年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について委員長報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第22号 平成27年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

平成27年3月16日、17日、18日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は町長改選期の年で骨格予算となったものの、継続事業や学校統廃合等の関連予算の影響で前年度より増額予算となっているが、これは事務の連続性や早期発注の必要性を考慮した結果であり、やむを得ない予算編成である。

27年度予算総額は4,672,000千円で前年比108,000千円の増となっている。

歳入については、主に地方交付税や国県支出金となっており、自主財源が乏しい本町にとっては、依然として財源確保が厳しい状況である。

歳出については、広域市町村圏消防事務委託料40,933千円増、町道平似田太ノ浦線改良事業135,207千円増、スクールバス購入費21,060千円皆増、多面的機能支払交付金38,514千円皆増などが影響し昨年度より増となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。

それではこれより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です、したがって、議案第 22 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計予算は委員長報告のとおり決定されました。

次に日程第 8、議案第 23 号、平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について委員長報告を求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 23 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年度 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は 521 千円となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長報告に対する質疑をこれで終わります。

それではこれより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 23 号、平成 27 年度公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

日程第 9 議案第 24 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 10 議案第 25 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 11 議案第 26 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森敏則君）

次に、日程第 9、議案第 24 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 10、議案第 25 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 11、議案第 26 号、平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 件を一括議題とします。本案について委員長報告をそれぞれ求めます。

岡田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 24 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年度 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は 1,501,000 千円で、前年比 219,426 千円の増となっている。

本件は保険税率の改定にもかかわらず、療養諸費等の大幅増が予想されるため国民健康保険財政調整基金の取り崩しを行うなど厳しい予算編成となっている。

歳入については、主なものが国民健康保険税 215,806 千円、国庫支出金 365,809 千円、共同事業交付金 314,409 千円等である。

歳出については保険給付費 927,913 千円、共同事業拠出金 314,409 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号について報告をいたします。

1 付託された事件

議案第 25 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年度 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は 880,000 千円で、前年比 30,000 千円の増となっている。

本件は保険給付費、地域支援事業費ともに前年度実績を基に計上されているが、保険給付費は施設の増加によるサービス費の上昇を見込み増加している。

歳入については、主なものが保険料 157,762 千円、国庫支出金 228,532 千円、支払基金交付金 236,931 千円等である。

歳出については保険給付費 835,978 千円、地域支援事業費 25,959 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 26 号について、報告をいたします。

1 付託された事件

議案第 26 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、総務課長、財政管財課長、町民生活課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は 100,000 千円で、前年比 1,500 千円の増となっている。

歳入については、主なものが後期高齢者医療保険料 54,820 千円、繰入金 39,563 千円等である。

歳出については、総務費 9,145 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 90,343 千円などである。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長報告に対する質疑をこれで終わります。

それではこれより一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは始めに議案第 24 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 24 号、平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 25 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 25 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 26 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 26 号、平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 27 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 13 議案第 28 号 平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 14 議案第 29 号 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 15 議案第 30 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 12、議案第 27 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算、日程第 13、議案第 28 号、平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 14、議案第 29 号、平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 15、議案第 30 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長報告をそれぞれ求めます。

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 27 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、3 月 18 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 783,134 千円で、前年度に対し 356,214 千円

(83.4%)の増である。

歳出に対しては、総務管理費に係る主なものとして職員の給与費で、その他旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、積立金等で62,084千円が計上されている。給水費に係る需用費全体では、33,193千円が計上されている。委託料は、水質検査(メーター検針)委託その他19,379千円が計上されている。その他、職員の時間外勤務手当、賃金、役務費等、給水費全体で66,669千円が計上されている。建設費については、建設改良費が公共下水道事業水道管布設替工事等で、22,866千円が計上されている。また、国庫補助事業である統合簡易水道事業323,300千円、彼杵簡易水道基幹改良事業124,256千円、千綿簡易水道基幹改良事業87,887千円と、新たに太ノ浦水道基幹改良事業54,005千円が計上されている。公債費については、41,646千円の償還額が計上されている。

歳入については、水道料金収入見込み額を137,752千円、国庫補助事業に伴う国庫補助金184,819千円、簡易水道事業債345,000千円、また、辺地対策事業債14,700千円が計上されている。その他、一般会計繰入金73,756千円、財政調整基金繰入金20,000千円、公共下水道事業等に伴う補償費6,290千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で工事施工に当たっては、交通規制等地域住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全確保に努めてほしいとのことと、企業会計に移行する事務処理については万全を期してほしいとの意見が有りました。

次に議案第28号を報告します。

1 付託された事件

議案第28号 平成27年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成27年度3月17日、18日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月17日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、3月18日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,000千円で、前年度に対し5,500千円(12.1%)の減である。

歳出については、総務管理費127千円、運営費に光熱水費等需用費が5,263千円及び維持管理保守委託料5,740千円、その他1,431千円が計上されている。西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業と処理人口比6:4で按分してある。公債費については、元利合計26,763千円が計上されている。

歳入については、中尾地区と西部地区の使用料6,901千円、一般会計繰入金33,015千円、その他手数料及び諸収入等84千円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

次に議案第29号を報告します。

1 付託された事件

議案第 29 号 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、3 月 18 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,300 千円で、前年度に対し 900 千円(9.8%)の減である。

歳出については、総務管理費 35 千円、運営費に西部クリーンセンター等の維持管理に係る諸経費 4,627 千円、公債費の建設費に要した下水道債の元利償還費 3,397 千円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金 5,783 千円と使用料及び手数料 2,508 千円、諸収入等 9 千円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。次に議案第 30 号について報告します。

1 付託された事件

議案第 30 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 27 年 3 月 17 日、18 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 17 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、3 月 18 日水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 27 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 433,400 千円で、前年度に対し 5,900 千円(1.4%)の増である。

歳出については、総務管理費の管理に係る職員の給料 7,025 千円、職員手当等 4,811 千円、共済費 2,431 千円が計上されている。運営費については、処理場維持管理委託料等 28,527 千円が計上されている。建設費については、軌道敷推進工等委託料等 91,252 千円、管渠等工事請負費 152,448 千円、汚水管工事に係る水道管移設等補償費 11,000 千円等が計上されている。公債費については、元利償還費として、102,366 千円が計上されている。

歳入については、主なものとして分担金及び負担金 5,266 千円、使用料及び手数料 35,007 千円、その他主要な財源は国庫負担金 110,850 千円、一般会計繰入金 167,671 千円、下水道事業債 114,600 千円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で工事施工に当たっては、交通規制等地域住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全確保に努めると共に接続率のアップに努めてほしいとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長報告に対する質疑を一括して行います。

○——△——

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 10 分）

再 開（午前 10 時 16 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。まず質疑がありましたら、先に議案番号を告げてからお願いします。どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、委員長報告に対する質疑をこれで終わります。降壇下さい。

それではこれより一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ないですか。それでは討論なしと認め、これで討論を終結します。

それではこれより議案第 27 号を採決致します。この採決は起立によって行います、本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。はい、確認をいたしました。起立多数です。したがって、議案第 27 号、平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 28 号、平成 27 年度、東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 29 号を採決致します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 29 号、平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。したがって、議案第 30 号、平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 31 号 平似田太ノ浦線改良工事（1 工区）請負契約の変更について

○議長（森敏則君）

次に、日程第 16、議案第 31 号、平似田太ノ浦線改良工事（1 工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 31 号、平似田太ノ浦線改良工事（1 工区）請負契約の変更でございます。これは債務負担行為で行っておりまして、いわゆるゼロ国債で行っております。変更の理由が契約額の変更でございます。契約の変更の方法は、指名競争入札が当初でございますので、変更で随時契約となっております。変更前の契約金額 69,228 千円丁度でございます。変更後の契約金額が 78,096,960 円でございます。したがって、8,868,960 円 12.8%の増額になります。契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町里郷 1885 番地、株式会社中野組、代表取締役中野幸子。提案の理由が交付決定事業費を有効活用するため、改良延長を延伸し事業進捗を図る必要があることから、工事請負額を増額するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出させます。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまして建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

代わりましてご説明を申し上げます。この事業は防衛事業として、先程町長が申されましたように、平成 26 年度の国債事業として実施しているものでございますが、交付決定を受けております額を満額執行しまして、工事の進捗を図るものでございます。平面図でご説明を致します。図面右側が太ノ浦方向、手前の方が演習場、左側が龍頭泉方向になります。測点のNo.35 から 51 までの 320m、これに加えましてNo.35 から 32 までの 60m を追加をするものでございます。

また本年 2 月 1 日から公共工事に伴います、設計の労務単価の改定がなされておりまして、2 月 1 日以降に契約、この契約は当初が 2 月 25 日議決をいただいておりますけれども、これを締結する工事のうち旧労務単価、当初の設計が旧労務単価で致しております。旧労務単価を適用しているものについては、新労務単価を用いて算出される請負代金に契約変更することという特例措置が、県の方で設けられています。これに準じまして、この本工事もこの新単価を用いた変更を行うものでございます。工事の完了を 28 年 1 月 29 日までを予定を致しております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。どうぞ質疑ある方は。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。今議題となっております議案第 31 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号は委員会付託を省略する事に決定しました。

これより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号、平似田太ノ浦線改良工事（1 工区）は請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、次のものを人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。推薦するものの住所氏名等でございますが、東彼杵町蔵本郷 1862 番地、松下文隆。生年月日が昭和 22 年 12 月 14 日生。提案の理由といたしましては、人権擁護委員の任期満了に伴いまして委員を推薦するものでございます。本案を提出するものでございます。松下氏におかれましては、平成 21 年 7 月から 1 期目の委員をされまして、2 期目が平成 24 年の 7 月からということで御就任いただいておりますけれども、本年の 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、引き続きお願いをしたいということで提案いたします。慎重審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。任期は 3 年間でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします、只今議題となっております諮問第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これから諮問第 1 号を採決いたします。お諮りします。本案は松下文隆さんを適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦については原案のと

おり松下文隆さんを適任と認めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 10 時 26 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第 18 発議第 2 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に、日程 18、発議第 2 号、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

樋口議会運営委員長。

○議会運営委員長（樋口庄次郎君）

それでは提案の理由を述べさせていただきます。今回の改正は平成 26 年 9 月定例会において、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が可決し、定数が 12 名から 11 名に改正され、条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用されることから、東彼杵町議会委員会条例に定められた常任委員会の委員の定数を改正する必要があるため、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため提出するものでございます。

新旧対照表により、説明をいたします。第 2 条第 2 号、産業建設文教常任委員会の委員の定数を 6 名から 5 名に変更するものでございます。第 4 条の第 2 項、議会運営委員会の委員の定数を 7 名から 6 名に変更するものでございます。以上、2 点につきましては議員定数の改正に伴う変更でございます。

次に第 19 条、教育委員会の委員長を教育長に変更するものでございます。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う変更でございます。改正分をお願いします。附則でございますけども、施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとしております。ただし、第 2 条及び第 4 条の 2 で規定する委員定数については、次の一般選挙から施行するものとしております。次に第 19 条に規定する教育長及び教育委員会の委員長にかかる経過措置でございます。この条例の施行の際、現に在職する教育長については引き続き教育長として在職する場合に於いては従前の例によるものとしております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれより提出者に対して質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ありませんか。それでは提出者、議会運営委員長に対する質疑をこれで終わります。

それではここでお諮りします。只今議題となっています発議第 2 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第 2 号を採決いたします。お諮りします、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第 19、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。議会広報編集委員長から、所管事務のうち、会議規則第 74 条の規程によってお手元に配りました所管事務の調査の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（森敏則君）

次に、日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました本会議の会期の日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに

決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成 27 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

散 会 (午前 11 時 00 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 28 年 3 月 30 日

議 長 森 敏則

署名議員 浪瀬 真悟

署名議員 滝川 初夫